平成２８年（フ）第６１号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷1188番地１　フラワーマンション302号
債務者　湯谷　泰博
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月10日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６８号
長崎県長崎市平和町27―12　ステーションM・G平和町202号室、住民票上の住所長崎県長崎市諏訪町６番３号　彩ビル302
債務者　川良　淳一
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　敬弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１号
群馬県前橋市鶴が谷町42番地５
債務者　金子　　肇
1　決定年月日時　平成28年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　入澤　裕樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第５２４３号
大阪府寝屋川市桜木町４番30号、前住所大阪府寝屋川市点野５丁目13番３号
債務者　水上　令子
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手塚　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１号
三重県四日市市広永町1071―１　サニーヒルズあい403、住民票上の住所大分市汐見１丁目６番32号（ＷＩＮＤＯＭ汐見102）
債務者　大石　幸輝
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　洋佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２６６号
埼玉県熊谷市原島1301番地11　タマイハウス５　Ｈ号室、旧住所埼玉県熊谷市別府２丁目182番地、埼玉県熊谷市上之25番地１
債務者　竹岡　和也
1　決定年月日時　平成28年４月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南雲　芳夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１１２３号
大阪府東大阪市東石切町１丁目８番11号
債務者　富山展幸こと　崔　　展幸
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大谷　理香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１９１号
大阪市住吉区住吉１丁目６番６号　住吉ハイツ　105号、前住所大阪市住吉区東粉浜１丁目７番６号　シティライフ帝塚山　103号
債務者　中西　暁子
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　宣行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１号
堺市北区金岡町2668番地　102号
債務者　清竹　義弘
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲井　　晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２１号
山形県東置賜郡川西町大字上小松2996番地２
債務者　長谷部智恵子
1　決定年月日時　平成28年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第２８号
山形県米沢市塩井町塩野777番地の４　タウンハウス桜Ｃ号室
債務者　齋藤　雅子
1　決定年月日時　平成28年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第３０８号
さいたま市見沼区春野１丁目２番４―803号
債務者　奥村　千明
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６１号
埼玉県熊谷市村岡143番地８　村岡ビューハイツＡ106
債務者　荻原　広保
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第６９号
埼玉県比企郡ときがわ町大字五明94番地３
債務者　本間　綾子
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第７７号
埼玉県比企郡嵐山町菅谷125―２　クリード武蔵嵐山101、住民票上の住所埼玉県新座市畑中２丁目９番８号
債務者　杉田　有佳
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部